

施設

自立援助ホーム

里親家庭

などで暮らしていたみなさんへ



心や身体が
つらい…

話がしたい

困ったときは、

暮らしていた **施設** **自立援助ホーム** **里親家庭** や

お近くの **児童相談所** に

連絡してください。

『児童自立生活援助事業』を利用することができます

※義務教育を終了した人が対象です。 ※利用するためには児童相談所の決定が必要です。

生活する場所

- これまで暮らしていた施設、自立援助ホーム、里親家庭、アパートなどで生活することができます。
- 既に施設、自立援助ホーム、里親家庭などを離れて、生活している方も対象です。

生活に関する 相談・援助など

- 自立した生活が送れるように、就労、対人関係、金銭管理、食事などの相談や援助を行います。
- 必要に応じて、市町村など関係機関と連携して支援を行います。



※児童自立生活援助事業は児童福祉法に定められた事業です。

問い合わせ先